コーポレートガバナンス・ガイドライン

2023 年 12 月 19 日

日 本 瓦 斯 株 式 会 社

第１章総則

（目的）

第1条　本ガイドラインは日本瓦斯グループ（「当社グループ」）が経営理念に基づき、持続的な成長を維持し、中長期的な企業価値向上を実現させるためのコーポレート・ガバナンスに対する枠組みと運営方針を明らかにすることを目的とする。

（経営理念）

第2条　当社グループの経営理念は次のとおり。

【地域社会に対する貢献】

環境負荷の少ないエネルギーを地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客さまのより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献する。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考える。

【企業の持続的成長を目指す】

地域社会に貢献し、お客さまを増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的な向上に努める。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努める。

【人的資源の尊重】

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客さまに密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素である。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指す。

（コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方）

第3条　当社グループは、前条の経営理念に基づき、持続的な企業価値向上を図ることが、株主・投資家、お客さま、取引先、従業員、地域社会等（「ステークホルダー」）との信頼関係を築き、期待に応えるものと考える。係る経営理念に基づき、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを心掛け、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努め、業務の適正性を確保する。また、中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話を行うことが重要であると考え、対話を通じて、経営理念に対する理解を得るとともに、株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努める。

第２章 株主の権利・平等性の確保

（株主総会）

第4条　当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。また、株主総会が株主との建設的な対話の場であると考え、可能な限り、いわゆる集中日を避け、アクセスの良い場所で株主総会を開催する。なお、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。また、参考書類等の資料については、当社ホームページで開示し、当日、出席できない株主の議決権行使については、議決権行使書の郵送やインターネットによる方法を採用する。

2　当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する株主が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使をあらかじめ希望する場合の取扱いについて信託銀行等と協議を行う。なお、現在のところ株主総会において、実質的な株主の指示にしたがった議決権の不統一行使が可能となっている。

3　当社は、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを導入し、招集通知（参考書類等）の英語版をホームページ上で開示する。

4　当社は、相当数の反対票が投じられた議案について、株主総会終了後の取締役会において、議決権行使助言会社の方針等を参照し、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析と対応について検討する。

（株主の平等性の確保）

第5条　当社は、機関投資家向けの決算説明会と事業説明会をそれぞれ、原則年 4 回、原則年 2 回開催する。事業説明会についてはその動画を当社ホームページに掲載し、少数株主も閲覧できるようにする。また、会社法上、少数株主に認められる諸権利については、「株式取扱規則」で権利行使の方法を定める等、その権利行使を円滑に行えるよう十分に配慮する。

2　当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保し、株主の権利の確保および適切な権利行使に資するため、法律上で開示が課される書類に限らず、適宜、当社ホームページ、統合報告書等を通じて、英語版も含め、必要な情報開示を行う。

（資本政策）

第6条　当社は、資本政策を株主資本のパフォーマンスを最大限高める最適な資本調達を行うことと捉え、自社の事業ステージを踏まえて資本調達を行う。また、事業から生み出すキャッシュを中長期の企業価値向上に向けた投資に振り分けるとともに、株主還元を強化することで株主資本のパフォーマンスを高める。

資本政策については、個別の IR 面談、決算説明会、事業説明会および統合報告書等を通して説明を行う。

（政策保有株式）

第7条　当社は、原則として政策保有株式に関しては保有しない方針とする。当社グループの中長期的な戦略に一致する場合、戦略的保有目的の株式として保有する。

（株主の権利保護）

第8条　当社は、支配権の変更や大規模な希釈化を伴う資本政策を行う場合、不当に既存株主の利益を害することのないよう、社外取締役を含む取締役会でその必要性・合理性を協議し、さらに社外監査役を含む各監査役の意見を聴取した上で決議する。また、その資本政策が当社の企業価値向上に資するものであることについて、株主に十分な説明を行うものとする。

第３章 ステークホルダーとの関係

（行動規範）

第9条　当社は、経営理念の実現のため、当社グループのステークホルダーに対する「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を定めている。ステークホルダーの権利と利益を尊重する当社グループの企業風土の醸成に向け、役員および従業員のひとりひとりが、法令や社会的規範を遵守し、健全な事業活動を行うことが重要であると認識する。このような経営姿勢こそが、明るい職場と健全な取引関係を築き、当社グループの事業活動を通じて社会の発展に貢献し、また、社会から高い信頼と評価を得ることに繋がると考える。

（関連当事者間の取引）

第10条 役員、主要株主その他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令および取締役会規則等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を得るものとし、取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるか等、取引内容の妥当性や経済合理性について確認する。

2　取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、会社法等の関係法令および取締役会規則等の社内規則に従い、その内容について取締役会で報告することとし、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築している。

（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

第11条 当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当していない。

（ステークホルダーとの関係）

第12条 当社グループは、ステークホルダーとの良好な関係が会社の持続的成長にとって重要であると考

え、これを経営理念で規定している。

2　当社グループは、多様な人材の活用が会社成長の大きな原動力になると考えている。

3　当社グループは、「グループ・ヘルプライン規程」を制定し、内部通報制度「グループ・ヘルプライン（社内窓口：監査室、社外窓口：弁護士事務所、監査役窓口：常勤監査役）」を設置する。また、当社グループの役員および従業員等の通報者のプライバシーに最大限配慮し、通報の内容を守秘し、通報者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する旨を明示的に社内規則に定め、リスクの早期発見、回避、極小化および再発防止を行う体制を整備のうえ、コンプライアンス経営の推進体制の実効性を高める。

第４章 情報開示

（情報開示）

第13条 当社は、会社経営に関する重要な財務・非財務情報を可能な限り開示することがステークホルダーの適切な理解を得るのに必要であると考え、会社法、金融商品取引法等、関係法令および東京証券取引所が定める規則に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的かつ積極的に取り組み、また、提供する情報が、正確で全てのステークホルダーにとって明確かつ、有用性が高いものとなるよう努める。

第５章 コーポレート・ガバナンス体制

（機関設計）

第14条 当社は、経営の客観性と透明性を高め、経営理念の実践によってステークホルダーの満足を実現し、永続的に企業価値を向上させることが企業経営の重要課題と位置付けている。

2　当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用し、ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制を維持し、かつ、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図るものとする。

3　当社は、取締役会の他、決議した内容を実現するための業務執行の権限を委譲した「経営会議」を設置する。加えて、取締役会の機能の独立性・客観性・公正性と説明責任を強化し、取締役会の実効性を確保するための任意の諮問委員会として「ESG 経営推進委員会」を設置する。これらの体制により、当社は「攻めの経営」と「守りの経営」を進化させ、グループが一丸となって事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、持続的な企業価値の向上を実現する。

（取締役会の役割・責務）

第15条 当社の取締役会は、社内取締役および独立社外取締役より構成し、迅速かつ適正な意思決

定および監督を継続的に遂行していく適切な体制規模とする。

2　取締役会は、「取締役会規則」において取締役会に付議すべき事項を定め、当該事項に関して審議および決議する。また、当社は、「経営会議規程」および「職務権限規程」等に則り、経営会議や責任部署への権限委譲を進め、業務執行に関する意思決定の迅速化を図っている。取締役会は、効率的な業務執行に向け、業務全体の実効性を監督する。

3　取締役会は、経営理念に基づいた経営戦略や経営計画等の大きな方向性を示し、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整える。

4　取締役会は、事業環境の変化に応じた進行事業年度の経営計画を策定し、当該計画に対して達成度を確認し、未達成な場合その原因と対策を決算資料等で開示し、次期事業年度の経営戦略および経営計画に反映させる。

5　内部統制については、内部統制システム委員会を設置し、その下部組織としてグループコンプライアンス委員会、グループリスク管理委員会、情報開示委員会、および内部統制ワーキンググループを編制のうえ、内部統制システムの整備および運用を進め、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っている。また、財務報告に係る内部統制は内部統制ワーキンググループが所管し、全社的な統制、各業務プロセスの整備運用評価をする委員を選定し、また、連結子会社各社にもそれぞれ評価委員を選定のうえ、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営している。当社は、取締役会で会社法上の内部統制システムの運用状況の評価と内部統制システム基本方針に基づく整備事項の見直しを行う。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告書を取締役会に付議して内部統制が有効であることを確認する。

6　取締役会は ESG 経営推進委員会において審議された当社のサステナビリティに関する最終的な取組み方針を策定のうえ、当該方針に基づき業務が執行されるよう監督を行う。

7　取締役会は、前各項を実行するために、知識、経験、能力をバランス良く兼ね備え、多様性と適正規模を両立させる体制で構成する。

（取締役会の運営）

第16条 取締役会の運営は取締役会規則に定める。

2　取締役会において、議長は、社外取締役または社外監査役からの問題提起や質問に対して、自由闊達で建設的な意見交換と議論ができるよう進行する。

3　取締役会事務局は、会議資料を電子メールで事前に配信し、また、会議資料以外にも、社外取締役または社外監査役から要請があった場合、その他必要に応じて情報を提供する。

4　取締役会の日程は、各取締役および各監査役の了承のもと、年間計画で定める。

（監査役・監査役会の役割）

第17条 監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上のために、独立の機関として取締役の職務執行の監査を行う。

2　監査役は、公正な意思決定を担保するため、取締役会に出席のうえ、議案の内容を検討し、

審議に有用な助言を行う。また、監査役は社外取締役による情報収集に資するため、取締役会その他の機会を通じて社外取締役に対する情報提供および意見交換を行う。

3　監査役は、監査機能の拡充のための取り組みとして、次の施策を実施する。

（1）　監査室、会計監査人との連携および三様監査会議の開催による情報交換等の実施。

（2）　常勤監査役は、監査役会で決定された監査方針および監査計画に基づき、経営会議、内部統制システム委員会等の重要な会議への出席と意見の提起、当社事業所への往査、代表取締役との意見交換、執行役員、部門長等からの意見聴取、重要な決裁書類の閲覧等、様々な方法で当社の業務執行の適法性を監査する。

4　監査役会は、社外監査役を含む全ての監査役で組織し、監査報告を作成する他、監査の方針、会社の業務および財務の状況の調査方法、その他監査役の職務執行に関する事項等、法令または定款等に基づく諸事項を決定する。

5　監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を 1 名以上選任する。

6　監査役会は、監査室、各部署の部門長らと連携を図り、監査を実施するとともに、会計監査人とも連携のうえ、定期的に協議を行うよう努める。

（取締役および監査役の責務）

第18条 取締役および監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーと様々な場面で対話をし、企業価値の向上が株主共同の利益に資するものとなるという共通の認識のもとで行動する。

（独立社外取締役の役割・責務）

第19条 当社の独立社外取締役は、各自の専門的な知識および経験に基づき、取締役会に上程された経営方針や経営改善、投資や人事（経営幹部の選解任）、利益相反取引の承認に係る議案等について、審議に参加し、自らの知見に基づき意見を述べ、採決に臨むことで、取締役会の重要な意思決定等について監督を行う。また、独立社外取締役は、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督するとともに、少数株主等に係る議案等については、経営陣から独立した立場で意見を述べる。

（会計監査人）

第20条 監査役会は、「監査役会規程」において会計監査人の選定・評価基準を策定し、社外監査役の意見も踏まえて、会計監査人の独立性、専門性について確認する。

2　監査役会は、監査日程や監査体制の確保に務め、会計監査人の適正な監査を確保する。

3　会計監査人、監査役会および監査室は、定期的（基本的に四半期毎）に三様監査会議を開催する。また、会計監査人の求めに応じて、適宜面談を実施する。

4　会計監査人が不正・不備等を発見した場合は、監査役会に報告し、その問題の軽重に応じて、監査役会や弁護士の意見を求め、必要に応じて速やかに開示する体制を確立する。

（取締役等の選解任の方針・手続、取締役・監査役候補の指名）

第21条 取締役および執行役員（「取締役等」）ならびに監査役の候補者の指名は、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格、見識および知見等を十分に考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名する。なお、執行役員は、全て委任型執行役員とする。

2　取締役、執行役員候補者の指名および解任は、取締役会の諮問機関であるESG経営推進委員会において策定する基準に則った討議を経て本委員会が取締役会に提案し、取締役会で審議のうえ、承認する。また、監査役候補者の指名および監査役の解任は、取締役会の諮問機関であるESG経営推進委員会において策定する基準に則った討議を経て本委員会が監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で取締役会において提案理由を説明し、取締役会で審議のうえ、承認する。取締役会において承認した取締役・監査役の候補者の選任案および取締役・監査役の解任案は、株主総会に付議する。

3　当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠する。

4　取締役には複数の独立社外取締役を選任する。

5　個々の取締役および監査役の略歴等、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類および統合報告書等で開示する。株主総会招集通知の参考書類については、当社ホームページの「ＩＲニュース」内に掲載する。

（取締役等の報酬決定の方針・手続）

第22条 取締役等の報酬は、当社の社内基準において月額報酬の一部に業績連動部分を設けている。取締役等の個別の報酬は、経営に関し高い見識を有する独立外部評価者の評価に基づき、ESG経営推進委員会の承認を得た上で、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長執行役員および人事部管掌役員が決定する。また、当社ではＢＩＰ信託制度を導入し、報酬の一定割合を自社株報酬とすることで、取締役等は、株主と中長期的に利益を共有するものとする。

第６章 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

（兼任の状況）

第23条 取締役および監査役ならびにそれらの候補者の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書で開示する。

（取締役会の実効性の評価）

第24条 当社は、毎期各取締役が自己の職務執行状況等について自己評価を行い、その評価に基づき、各取締役は独立した第三者たる有識者（独立外部評価者）と面談のうえ、評価を受けるものとする。また、取締役会は、第三者の関与を得た上で、社内外の取締役および監査役から取締役会の実効性について、1)取締役会の構成と運用、2)戦略と実行、3)リスクと危機管

理、4)企業倫理、5)株主との対話等の項目について、評価を受けるものとする。その上で、取締役会は、毎年、上記の各取締役の自己評価に基づいた第三者たる有識者（独立外部評価者）の評価、および取締役会の実効性に対する評価を踏まえて、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

第７章 情報入手と支援体制

（取締役、監査役の社内情報へのアクセス）

第25条 取締役および監査役は、必要に応じて会社の情報を入手できるものとする。

2　社外取締役および社外監査役からの資料請求については、取締役会事務局および監査役会事務局が窓口として対応する。

3　当社は、業務上必要と認められる場合には、社外取締役や監査役または監査役会が会社の費用で外部の専門家の助言を得られる体制をとるものとする。

（取締役、監査役のトレーニング方針）

第26条 取締役は外部の研修等を活用し役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援する。また、当社は、取締役および監査役に対し顧問弁護士によるコンプライアンスに関する研修会を年１回以上実施する。さらに、将来的な経営者としての専門的な能力を向上させるべく、年に数名の取締役をより高度で専門的な研修機関に派遣する。また、社外取締役および社外監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社グループの事業・財務・組織等に関する状況を把握できるよう、各社外取締役および社外監査役に応じて継続的に情報提供する。監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会が開催する諸研修に参加する。

第８章 株主との建設的な対話に関する方針

（株主との対話）

第27条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主総会の場以外における株主との建設的な対話も重要であると認識し、様々な対話の機会を設定する。株主との対話において、当社は、代表取締役をはじめ各役員が株主の声に耳を傾け、経営方針をわかりやすく明確に説明する等を基本方針とし、適切な対応に努める。

2　当社では、株主または投資家等からの面談申込みについては、専務執行役員コーポレート本部長および経営企画/IR 部長を責任者として代表取締役社長執行役員を含めて各役員が積極的に対応する。また、当社では、コーポレート本部にＩＲ専門部署を設置し、関係会社を含め、財務・事業・法務等に関するあらゆる支援を受けられる体制とする。なお、個別面談以

外に、決算説明会を原則年４回、事業説明会を原則年２回開催し、その模様は当社のホームページの「ＩＲニュース」で開示することに加え、不定期に投資家を招いて IR イベントを開催している。さらに、ＩＲ活動を通じて得られた株主・投資家からの有用なご意見やご要望については、経営幹部や取締役会等に対し適切に報告のうえ、経営の改善に役立てるものとする。

3　これらの取り組みに際し、当社は、インサイダー取引規制等の観点から、株主との対話では未公表の重要事実を伝達しないものとする。

（経営戦略や経営計画の策定・公表）

第28条 当社グループは、エネルギー自由化やニーズの多様化、生活動態の変化等の世の中の変革を踏まえ、期待される資本コストを踏まえつつ当社の基本戦略を明確にする。基本戦略およびこれに基づく中長期収益計画は、統合報告書等において公表する。

第９章 制定および改廃

第29条 本ガイドラインの制定および改廃は、取締役会の決議による。

２０１６年1月27日 制 定
２０１７年6月 28 日 改 訂
２０１８年6月 28 日 改 訂
２０１８年 12 月 13 日 改 訂
２０20年6月 24 日 改 訂
２０21年6月 24 日 改 訂
２０21年 12 月2 日 改 訂
２０２２年6月 22 日 改訂
２０23年6月 27 日 改訂
２０２３年 12 月 19 日最終改訂